

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月14日
【中間会計期間】	第13期中（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 CEO（社長） 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03（6804）6907
【事務連絡者氏名】	執行役 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03（6804）6907
【事務連絡者氏名】	執行役 SVP of Corporate 兼 CFO 江田 清香
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 中間連結会計期間	第13期 中間連結会計期間	第12期
会計期間	自 2023年7月1日 至 2023年12月31日	自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	自 2023年7月1日 至 2024年6月30日
売上収益 (百万円)	92,386	94,161	187,407
税引前中間利益又は税引前利益 (百万円)	8,025	12,767	17,889
親会社の所有者に帰属する中間 (当期)利益 (百万円)	4,550	7,384	13,461
親会社の所有者に帰属する中間 (当期)包括利益 (百万円)	4,781	7,828	14,911
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	61,639	80,372	71,836
総資産額 (百万円)	456,578	505,969	501,773
基本的1株当たり中間(当期) 利益 (円)	27.94	45.02	82.48
希薄化後1株当たり中間(当 期)利益 (円)	26.74	43.79	79.01
親会社所有者帰属持分比率 (%)	13.5	15.9	14.3
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	29,579	6,995	43,337
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	270	952	877
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	13,683	13,641	32,091
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (百万円)	185,173	183,941	191,998

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当社グループでは、「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」をグループミッションに掲げ、その達成に向けて取り組んでおります。当連結会計年度は、原則として、増益を伴うトップラインの成長を目指すという方針のもと、グループシナジーの創出を意識した事業拡大により、通期連結売上収益200,000～210,000百万円、コア営業利益22,000～25,000百万円を想定しております。

Marketplaceでは、AI/LLMを活用したUI/UXの刷新や高価格帯カテゴリーの強化等のプロダクト施策を通じたCtoCにおける安定成長に加え、高成長領域である越境取引やBtoC、「メルカリ 八口」の高い成長を目指し取り組んでおります。当中間連結会計期間においては、10月の気温が高く冬物商品の動き出しが遅かったことや一時的な不正利用の影響を受けましたが、ホーム画面の刷新をはじめとするプロダクト施策の効果により、MarketplaceのGMV（注1）は前年同期比5%増の5,537億円、調整後コア営業利益率（注2）は「メルカリ 八口」への投資を含め38%となりました。

Fintechでは、債権残高の着実な積み上がりに伴い、当連結会計年度より、継続的な「増益」フェーズへ移行しております。収益化を意識した経営を推進したことで、当中間連結会計期間におけるコア営業利益は16億円となりました。高いユーザビリティによるお客さまの裾野拡大に伴い、債権残高（注3）が2,133億円に伸長する中、独自のAIと信を活かした厳格な与信コントロール等により債権回収率（注4）は99.3%と高い水準を維持し、健全な成長を実現しています。

以上の結果、Japan Regionの当中間連結会計期間の業績は、売上収益72,856百万円（前年同期比7.9%増）、セグメント利益16,581百万円（前年同期比16.1%増）となりました。

USでは、成長軌道への復帰を目指し取り組んでいる手数料モデルの変更において、購入者負担が増加したことで期待していた効果が得られず、当中間連結会計期間における「Mercari」のGMVは前年同期比21%減少の368百万ドル（556億円。月次平均為替レート換算での積み上げ）、売上収益は18,598百万円（前年同期比16.1%減）となりました。一方、ブレイクイーブンの達成に向けて更なる収益改善を推進したことで12月には単月黒字を達成し、セグメント損失は1,368百万円（前年同期はセグメント損失2,137百万円）と改善しています。2025年1月から、グループCEO 山田がUS CEOも兼任する体制のもと、出品者が手数料の大部分を担うモデルへ変更するなど、引き続き、成長軌道への復帰及び当連結会計年度におけるブレイクイーブンの達成を目指します。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上収益94,161百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益11,413百万円（前年同期比45.9%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益7,384百万円（前年同期比62.3%増）となりました。

（注）1. 「Gross Merchandise Value」の略。流通取引総額のことを指す。Marketplaceは「メルカリ 八口」は含まず。

2. Marketplace・Fintech間の内部取引（決済業務委託に関わる手数料）を控除した数値を指す。

3. 中間連結会計期間末時点における「メルペイスマート払い（翌月払い・定額払い・分割払い）」と「メルペイスマートマネー」の債権残高（破産更生債権等を除く）。

4. 11ヶ月前に請求を行った「メルペイスマート払い（翌月払い・定額払い）」と「メルペイスマートマネー」の金額に対して11ヶ月以内に回収を完了した四半期累計の加重平均割合（破産更生債権等を除く）。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当中間連結会計期間末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ4,196百万円増加し、505,969百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・現金及び現金同等物の主な増減理由は「キャッシュ・フローに関する説明」に記載しております。
- ・営業債権及びその他の債権は、主に「メルペイスマート払い(翌月払い・定額払い・分割払い)」の利用増加に伴い、前連結会計年度末に比べ26,517百万円増加しております。
- ・差入保証金は、主に「メルペイ」の供託金の返還に伴い、前連結会計年度末に比べ19,280百万円減少しております。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ4,339百万円減少し、425,287百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・借入金(流動負債)は、主に翌月払い及び定額払い債権の流動化の変動により、前連結会計年度末に比べ8,320百万円増加しております。
- ・社債及び借入金(非流動負債)は、主に社債の償還により、前連結会計年度末に比べ22,264百万円減少しております。
- ・預り金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、前連結会計年度末に比べ6,686百万円増加しております。
- ・未払法人所得税等は、主に税引前中間利益の増加に伴い、前連結会計年度末に比べ3,330百万円増加しております。

(資本)

当中間連結会計期間末における資本につきましては、前連結会計年度末に比べ8,536百万円増加し、80,681百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・資本金は、新株発行等に伴い、前連結会計年度末と比べ525百万円増加しております。
- ・資本剰余金は、新株発行及び株式報酬取引等に伴い、前連結会計年度末と比べ515百万円増加しております。
- ・利益剰余金は、主に親会社の所有者に帰属する中間利益の計上に伴い、前連結会計年度末に比べ7,380百万円増加しております。

(3) キャッシュ・フローに関する説明

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ8,057百万円減少し、当中間連結会計期間末には183,941百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、6,995百万円となりました(前年同期は29,579百万円の使用)。これは主に、税引前中間利益12,767百万円、社債償還益1,113百万円、営業債権及びその他の債権の増加額26,521百万円、預り金の増加額6,950百万円、預け金の増加額3,522百万円、法人所得税の支払額1,503百万円、差入保証金の減少額(供託金の返還による収入)19,280百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、952百万円となりました(前年同期は270百万円の使用)。これは主に、有形固定資産の取得による支出150百万円、投資有価証券の取得による支出388百万円、敷金及び保証金の差入による支出539百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、13,641百万円となりました(前年同期は13,683百万円の獲得)。これは主に短期借入金の純増減額 826百万円、長期借入れによる収入14,000百万円、社債の償還及び長期借入金の返済による支出26,251百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの要約中間連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しています。この要約中間連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第4 経理の状況 要約中間連結財務諸表注記 4.重要な会計上の判断、見積り及び仮定」をご参照ください。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対応すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は198百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	459,250,000
計	459,250,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,228,182	164,228,182	東京証券取引所 (プライム)	1単元の株式数は、 100株であります。 完全議決権株式であ り、株主としての権 利内容に何ら限定の ない当社における標 準となる株式であり ます。
計	164,228,182	164,228,182	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

[1] 第65回新株予約権

決議年月日	2024年7月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	17,296
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,296(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年12月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,235 資本組入額 1,117.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2024年7月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。但し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき1円とし、新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

会社又はその子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役、執行役又は監査役

会社又はその子会社の使用人

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、()当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、()に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年12月1日から2026年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1

2027年6月1日から2027年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の12分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (5) その他の条件は、当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役による新株予約権発行の決定に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

[2] 第66回新株予約権

決議年月日	2024年7月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17
新株予約権の数(個)	77,158
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 77,158(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年12月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,235 資本組入額 1,117.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2024年7月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)1に記載のとおりであります。

2. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

会社又はその子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役、執行役員又は監査役

会社又はその子会社の使用人

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、()当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、()に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年12月1日から2026年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2027年6月1日から2027年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役による新株予約権発行の決定に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

[3] 第67回新株予約権

決議年月日	2024年7月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2
新株予約権の数(個)	51,351
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,351(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年12月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,235 資本組入額 1,117.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2024年7月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)1に記載のとおりであります。

2. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の執行役の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、()当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、()に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2025年6月1日から2025年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2025年12月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2026年6月1日から2026年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2026年12月1日から2026年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2027年6月1日から2027年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2027年12月1日から2027年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2028年6月1日から2028年6月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役による新株予約権発行の決定に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

[4] 第68回新株予約権

決議年月日	2024年10月11日
-------	-------------

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 9
新株予約権の数（個）	12,591
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,591（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,159.5 資本組入額 1,079.75
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

新株予約権の発行時（2024年10月31日）における内容を記載しております。

- （注）1. 「[1] 第65回新株予約権」の（注）1に記載のとおりであります。
2. 「[1] 第65回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- （1）権利者は、権利者が新株予約権の割当日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。
 - （2）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - （3）本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - （4）その他の条件は、当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役による新株予約権発行の決定に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 「[1] 第65回新株予約権」の（注）4に記載のとおりであります。

[5] 第69回新株予約権

決議年月日	2024年10月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 60
新株予約権の数(個)	93,666
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,666(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年3月1日 至 2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,159.5 資本組入額 1,079.75
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2024年10月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)1に記載のとおりであります。

2. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して以下の各号に定めるいずれかの地位に在籍していることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

会社又はその子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役、執行役員又は監査役

会社又はその子会社の使用人

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、()当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、()に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2025年3月1日から2025年3月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2025年9月1日から2025年9月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年3月1日から2026年3月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2026年9月1日から2026年9月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2027年3月1日から2027年3月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

2027年9月1日から2027年9月30日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の6分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役による新株予約権発行の決定に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 「[1] 第65回新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年8月15日 (注)1	普通株式 59,344	普通株式 163,948,954	59	47,408	59	47,386
2024年11月15日 (注)2	普通株式 80,960	普通株式 164,029,914	99	47,507	99	47,486
2024年7月1日～ 2024年12月31日 (注)3	普通株式 198,268	普通株式 164,228,182	367	47,874	367	47,853

(注)1. 2024年7月1日付の当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役の決定により、2024年8月15日付で譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が59,344株、資本金及び資本準備金がそれぞれ59百万円増加しております。

割当先 当社子会社の従業員103名

発行価格 1,997.5円

資本組入額 998.75円

2. 2024年10月18日付の当社取締役会の決議による委任に基づく代表執行役の決定により、2024年11月15日付で譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が80,960株、資本金及び資本準備金がそれぞれ99百万円増加しております。

割当先 当社子会社の従業員99名

発行価格 2,452円

資本組入額 1,226円

3. 新株予約権の行使によるものであります。

(5)【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山田 進太郎	東京都港区	39,118	23.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	18,556	11.30
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	9,773	5.95
富島 寛	東京都港区	7,965	4.85
株式会社suadd	東京都港区赤坂九丁目7番2号	6,567	4.00
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. (常任代理人 シティバンク、エヌ・ エイ)	MAPLES CORPORATE SERVICES LTD, PO BOX 309, UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-1104, CAYMAN ISLANDS (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	6,500	3.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,090	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,740	1.06
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,700	1.04
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,654	1.01
計	-	95,667	58.26

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりま
す。
2. 株券等の大量保有の状況に関する報告書が公衆の縦覧に供されていますが、当中間会計期間末現在における
実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。報告書の主な内容は次の
とおりです。

保有者	BofA証券株式会社 他1名
報告義務発生日	2024年7月12日
保有株券等の数	株式 6,554,990株
株券等保有割合	4.00%

保有者	野村證券株式会社 他2名
報告義務発生日	2024年12月13日
保有株券等の数	株式 12,702,741株
株券等保有割合	7.74%

保有者	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 他1名
報告義務発生日	2024年12月31日
保有株券等の数	株式 12,420,800株
株券等保有割合	7.57%

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 163,988,300	1,639,883	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 239,682	-	-
発行済株式総数	164,228,182	-	-
総株主の議決権	-	1,639,883	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が26株含まれております。

【自己株式等】

2024年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メルカリ	東京都港区六本木六丁目10番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 執行役の状況

退任執行役

役職名	氏名	退任年月日
執行役 SVP of Global Strategy (グローバル戦略担当) 兼 Mercari, Inc. CEO	John Lagerling	2024年12月31日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性7名 (役員のうち女性の比率50%)

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。

4. IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。さらに、公益法人財務会計基準機構や監査法人等が主催するセミナー等への参加により、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【要約中間連結財務諸表】

(1)【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		191,998	183,941
営業債権及びその他の債権	10	195,437	221,954
預け金		3,764	7,263
その他の金融資産	10	1,543	1,843
その他の流動資産		9,289	10,080
流動資産合計		402,033	425,084
非流動資産			
有形固定資産		1,472	1,417
使用権資産		3,477	2,956
無形資産		570	611
繰延税金資産		8,350	7,363
差入保証金		81,612	62,331
その他の金融資産	10	3,268	5,265
その他の非流動資産		988	938
非流動資産合計		99,739	80,885
資産合計		501,773	505,969

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		21,560	23,273
借入金	6.10	65,668	73,989
リース負債		1,163	1,022
未払法人所得税等		1,433	4,763
預り金		201,121	207,808
その他の金融負債		1,363	1,586
その他の流動負債		10,232	8,376
流動負債合計		302,543	320,821
非流動負債			
社債及び借入金	6.10	124,263	101,999
リース負債		2,214	1,848
引当金		382	383
繰延税金負債		95	95
その他の非流動負債		127	139
非流動負債合計		127,084	104,466
負債合計		429,627	425,287
資本			
資本金		47,349	47,874
資本剰余金		50,192	50,707
利益剰余金		29,125	21,744
自己株式		0	0
その他の資本の構成要素		3,422	3,535
親会社の所有者に帰属する持分		71,836	80,372
非支配持分		308	308
資本合計		72,145	80,681
負債及び資本合計		501,773	505,969

(2) 【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
売上収益	7.8	92,386	94,161
売上原価		28,286	27,539
売上総利益		64,100	66,621
販売費及び一般管理費		55,421	55,438
その他の収益		219	604
その他の費用		1,076	374
営業利益	7	7,821	11,413
金融収益	6	437	1,579
金融費用		233	224
税引前中間利益	7	8,025	12,767
法人所得税費用		3,511	5,382
中間利益		4,513	7,385
中間利益の帰属			
親会社の所有者		4,550	7,384
非支配持分		37	1
中間利益		4,513	7,385
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	9	27.94	45.02
希薄化後1株当たり中間利益(円)	9	26.74	43.79

(3) 【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
中間利益	4,513	7,385
その他の包括利益（税効果考慮後）		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて測定する金融 資産の公正価値の純変動	340	809
純損益に振り替えられる可能性がある項目		
在外営業活動体の換算差額	105	139
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値 の変動額の有効部分	3	226
その他の包括利益（税効果考慮後）合計	231	443
中間包括利益	4,744	7,829
中間包括利益の帰属		
親会社の所有者	4,781	7,828
非支配持分	36	0
中間包括利益	4,744	7,829

(4) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
新株予約権						在外営業活動体の換算差額	
2023年7月1日 残高		45,596	49,706	42,777	0	2,272	694
中間利益				4,550			
その他の包括利益							105
中間包括利益		-	-	4,550	-	-	105
株式の発行		1,104	530			453	
自己株式の取得					0		
株式報酬取引			846			544	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				175			
所有者との取引額等合計		1,104	316	175	0	91	-
2023年12月31日 残高		46,700	50,022	38,051	0	2,363	588

	親会社の所有者に帰属する持分						
	注記	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	合計				
2023年7月1日 残高		159	305	2,821	55,346	313	55,659
中間利益					4,550	37	4,513
その他の包括利益		3	340	55	230	0	231
中間包括利益		3	340	55	4,781	36	4,744
株式の発行				453	121		121
自己株式の取得					0		0
株式報酬取引				544	1,390		1,390
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			175	175	-		-
所有者との取引額等合計		-	175	84	1,511	-	1,511
2023年12月31日 残高		156	140	2,968	61,639	276	61,915

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動体の換算差額
2024年7月1日 残高	47,349	50,192	29,125	0	1,613	1,308
中間利益			7,384			
その他の包括利益						139
中間包括利益	-	-	7,384	-	-	139
株式の発行	525	208			731	
自己株式の取得				0		
株式報酬取引		446			397	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			3			
転換社債型新株予約権付社債の償還		139				
所有者との取引額等合計	525	515	3	0	334	-
2024年12月31日 残高	47,874	50,707	21,744	0	1,279	1,169

注記	親会社の所有者に帰属する持分			親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	合計			
2024年7月1日 残高	531	32	3,422	71,836	308	72,145
中間利益				7,384	1	7,385
その他の包括利益	225	809	444	444	1	443
中間包括利益	225	809	444	7,828	0	7,829
株式の発行			731	2		2
自己株式の取得				0		0
株式報酬取引			397	843		843
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		3	3	-		-
転換社債型新株予約権付社債の償還				139		139
所有者との取引額等合計	-	3	331	707	-	707
2024年12月31日 残高	306	780	3,535	80,372	308	80,681

(5) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	8,025	12,767
減価償却費及び償却費	1,161	869
社債償還益	-	1,113
受取利息及び受取配当金	437	465
支払利息	89	116
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	38,978	26,521
預け金の増減額(は増加)	474	3,522
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	1,658	1,760
預り金の増減額(は減少)	20,004	6,950
その他	226	2,118
小計	8,725	11,278
利息の受取額	429	470
利息の支払額	89	116
差入保証金の増減額(は増加)	15,000	19,280
法人所得税の支払額	6,213	1,503
法人所得税の還付額	-	125
その他	19	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,579	6,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	1,026	388
有形固定資産の取得による支出	34	150
敷金及び保証金の回収による収入	525	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	539
その他	265	125
投資活動によるキャッシュ・フロー	270	952
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	21,238	826
社債の発行及び長期借入れによる収入	36,000	14,000
社債の償還及び長期借入金の返済	440	26,251
株式の発行による収入	120	2
リース負債の返済による支出	758	566
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,683	13,641
現金及び現金同等物に係る換算差額	483	458
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16,648	8,057
現金及び現金同等物の期首残高	201,822	191,998
現金及び現金同等物の中間期末残高	185,173	183,941

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社メルカリ（以下、「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社の住所は東京都港区であり、また、当社のホームページ（<https://about.mercari.com/>）で開示しております。

2024年12月31日に終了する当社の要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの主な事業内容は、注記「7. セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループは連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第312条の規定により、IAS第34号に準拠して要約中間連結財務諸表を作成しています。

要約中間連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求される全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

当社グループの要約中間連結財務諸表は、2025年2月14日に代表執行役によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品に係る資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

当社グループの要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、要約中間連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

要約中間連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び会計方針の適用に関する判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. 未適用の新たな基準書及び解釈指針

要約中間連結財務諸表の承認日までに新設または改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、2024年12月31日現在において当社が適用していない主なものは以下のとおりであります。これらの適用による影響は、当要約中間連結財務諸表の作成時において評価中であります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第9号 IFRS第7号	金融商品 金融商品：開示	2026年1月1日	2027年6月期	ESG連動要素を含んだ金融資産の分類の明確化及び電子送金システムを通じての金融商品の決済において認識の中止が行われる日の明確化
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年6月期	財務諸表におけるコミュニケーションの比較可能性と透明性を向上させる、現行のIAS第1号「財務諸表の表示」を置き換える新基準

6. 社債及び借入金

当社グループは、金融機関からの借入及び債権流動化並びに社債による資金調達を行っております。

(1) 社債及び借入金の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
短期借入金	39,286	38,459
長期借入金(1年以内に返済予定のものを 含む。)	101,522	109,015
転換社債型新株予約権付社債	49,123	28,513
合計	189,932	175,988
流動負債	65,668	73,989
非流動負債	124,263	101,999
合計	189,932	175,988

(2) ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の買入及び消却

当社は、以下のとおり2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の買入及び消却を実施しました。本買入及び本消却に伴い、当要約中間連結財務諸表において金融収益として1,113百万円を計上しております。

本買入の実施理由

本買入は、利益創出と資本効率の向上による企業価値最大化を目的とするものであります。

買入に係る事項の内容

1) 買入対象債券

- a) 2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2026年債」）
- b) 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2028年債」）

2) 買入対価

- a) 2026年債：11,339百万円
- b) 2028年債：8,236百万円

3) 申込期間

2024年8月27日～2024年8月28日

4) 申込額面総額

- a) 2026年債：11,690百万円
- b) 2028年債：9,360百万円

5) 買入実施日

2024年9月13日

6) 原資

手元資金

7) 買入後残存額面総額

- a) 2026年債：13,310百万円
- b) 2028年債：15,640百万円

消却

1) 消却額面総額

- a) 2026年債：11,690百万円
- b) 2028年債：9,360百万円

2) 消却後残存額面総額

- a) 2026年債：13,310百万円
- b) 2028年債：15,640百万円

3) 消却日

2024年9月18日

7. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会・執行役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループでは国内におけるフリマアプリ「メルカリ」を中核にする「Japan Region」及び米国におけるフリマアプリ「Mercari」を運営する「US」を報告セグメントとして区分し、グループ戦略を立案・決定しております。

なお、各報告セグメントに含まれる主な内容は、以下のとおりであります。

Japan Region	Marketplace	日本国内でのフリマアプリ運営
	Fintech	日本国内での決済金融、暗号資産関連
US	Marketplace	米国でのフリマアプリ運営

(2) 報告セグメントに関する情報

報告セグメントの利益は、営業利益をベースとしております。

セグメント間の売上収益は市場実勢価格に基づいております。

前中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	連結
	Japan Region	US	計				
売上収益							
Marketplace	53,549	22,171	75,721	-	75,721	-	75,721
Fintech	13,999	-	13,999	-	13,999	-	13,999
その他	-	-	-	2,665	2,665	-	2,665
合計	67,548	22,171	89,720	2,665	92,386	-	92,386
顧客との契約から生じる収益	59,364	22,171	81,536	2,665	84,201	-	84,201
その他の源泉から生じる収益	8,184	-	8,184	-	8,184	-	8,184
合計	67,548	22,171	89,720	2,665	92,386	-	92,386
外部顧客への売上収益	67,548	22,171	89,720	2,665	92,386	-	92,386
セグメント間の内部売上収益	-	-	-	596	596	596	-
合計	67,548	22,171	89,720	3,261	92,982	596	92,386
セグメント利益（損失）	14,281	2,137	12,144	76	12,067	4,246	7,821
金融収益	-	-	-	-	-	-	437
金融費用	-	-	-	-	-	-	233
税引前中間利益	-	-	-	-	-	-	8,025

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツビジネス事業等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 「US」は配送売上を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、12,755百万円を計上しております。

4. 「外部顧客への売上収益」は、顧客との契約から生じる収益及びその他の源泉から生じる収益が含まれております。その他の源泉から生じる収益は、主にIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）に基づく利息収益であり、利息収益は8,050百万円であります。また、株式会社メルコインが暗号資産交換業者として行う、暗号資産の売買取引については、IFRS第9号を適用したうえで、デリバティブとして会計処理を行っており、当該収益は133百万円であります。

当中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額	連結
	Japan Region	US	計				
売上収益							
Marketplace	54,060	18,598	72,659	-	72,659	-	72,659
Fintech	18,795	-	18,795	-	18,795	-	18,795
その他	-	-	-	2,706	2,706	-	2,706
合計	72,856	18,598	91,455	2,706	94,161	-	94,161
顧客との契約から生じる収益	59,921	18,598	78,520	2,706	81,227	-	81,227
その他の源泉から生じる収益	12,934	-	12,934	-	12,934	-	12,934
合計	72,856	18,598	91,455	2,706	94,161	-	94,161
外部顧客への売上収益	72,856	18,598	91,455	2,706	94,161	-	94,161
セグメント間の内部売上収益	-	-	-	776	776	776	-
合計	72,856	18,598	91,455	3,483	94,938	776	94,161
セグメント利益（損失）	16,581	1,368	15,213	67	15,280	3,867	11,413
金融収益	-	-	-	-	-	-	1,579
金融費用	-	-	-	-	-	-	224
税引前中間利益	-	-	-	-	-	-	12,767

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツビジネス事業等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 「US」は配送売上を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、10,749百万円を計上しております。

4. 「外部顧客への売上収益」は、顧客との契約から生じる収益及びその他の源泉から生じる収益が含まれております。その他の源泉から生じる収益は、主にIFRS第9号に基づく利息収益であり、利息収益は12,038百万円であります。また、株式会社メルコインが暗号資産交換業者として行う、暗号資産の売買取引については、IFRS第9号を適用したうえで、デリバティブとして会計処理を行っており、当該収益は896百万円であります。

8. 売上収益

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記「7. セグメント情報」に記載のとおりであります。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準等は以下のとおりであります。

Marketplaceでは、顧客に対してモノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡し及び評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた取引手数料を収益として認識しております。また、Marketplaceに付随する配送サービスでは、海外では物品を配送する履行義務、国内では物品の配送を代理人として配送会社に取り次ぐ履行義務を負っており、当該履行義務は売主と買主の間で物品の引き渡しが完了した時点で充足されることから、同時点で配送サイズに応じた配送料総額又は配送会社へ支払う配送料控除後の純額を収益として認識しております。

Fintechでは、株式会社メルペイにおいて、主に決済サービス、与信サービスを顧客に提供しています。決済サービスに関する主な収益は、メルペイユーザと加盟店間の決済手段を提供したことに対する対価として受領しており、決済が確定した時点でその義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。与信サービスに関する主な収益は、メルペイユーザに立替払いサービスの支払方式として定額払い又は分割払いを提供した対価として受領、若しくはメルペイユーザへ個人借入サービスを提供した対価として受領しており、金利の性質を有しています。また、株式会社メルコインが暗号資産交換業者として行う暗号資産の売買取引については、IFRS第9号を適用したうえで、デリバティブとして会計処理を行っております。

決済サービスでは、加盟店獲得代行契約に基づき加盟店契約獲得時の手数料として支払うコスト、及び、加盟店契約を締結するにあたり決済システムに接続するための初期費用やシステム改修費用を補填する目的で支払われる加盟店に対しての支援金が、契約に関連して発生するコストであることを鑑み、これらの支払対価からなる契約獲得コストを資産として認識するとともに、5年で償却しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループでは、フリマアプリのサービスである「メルカリ」及び「Mercari」、及びスマホ決済サービス「メルペイ」のユーザ数拡大、取引の活性化等を目的としたキャンペーンを通じて、アプリユーザにポイント付与を行っております。ユーザは、当該ポイントを使って、フリマアプリのサービスの出品者から商品を購入したり、外部加盟店での決済に利用することが可能です。当該ポイント付与のうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益の取引価格から控除しております。それ以外のポイント付与は、将来使用されると見込まれる額を販売費及び一般管理費に計上しております。

9.1株当たり中間利益

(1) 基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
基本的1株当たり中間利益(円)	27.94	45.02
希薄化後1株当たり中間利益(円)	26.74	43.79

(2) 基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益		
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	4,550	7,384
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益(百万円)	4,550	7,384
利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益(百万円)	4,550	7,384
基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数		
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数(千株)	162,899	164,019
希薄化性潜在普通株式の影響(千株)	7,271	4,603
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する普通株式の加重平均株式数(千株)	170,171	168,622
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり中間利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

10. 金融商品

金融商品の帳簿価額及び公正価値

(1) 償却原価で測定される金融商品

移行日及び各年度の金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)		当中間連結会計期間 (2024年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
営業債権及びその他の債権(注1)	195,437	217,111	221,954	254,900
敷金	1,154	1,142	1,694	1,683
金融負債				
社債及び借入金(注2)	150,645	145,205	137,528	135,472

(注1) 営業債権及びその他の債権に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注2) 1年内に返済又は償還予定の残高を含んでおります。

現金及び現金同等物、預け金、短期借入金、未払法人所得税等並びに預り金(出品者が「メルカリ」で商品を売却後に一時的に預かっている売上金、銀行口座から「メルペイ」にチャージされて預かっているお金、及び「メルペイ」を利用した加盟店決済において一時的に預かっている加盟店の売上金)は、現金であること、及び短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

営業債権及びその他の債権の公正価値については、営業債権及びその他の債権に含まれる定額払い及び分割払い債権(元金に対して手数料が発生する債権)は、ユーザごとに区分した回収予定額に基づく将来キャッシュ・フローを無リスク利率により割り引いた現在価値によって測定しており、信用リスクは将来キャッシュ・フローで考慮しております。当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の公正価値に分類しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、公正価値は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって公正価値としております。

営業債権及びその他の債権に含まれる貸付金の公正価値は、ユーザごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び無リスク利率により割り引いた現在価値によっており、信用リスクはキャッシュ・フローで考慮しております。延滞債権等に関しては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、公正価値は債権金額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって公正価値としております。

また、営業債権及びその他の債権のうち短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

敷金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを現在の市場利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく発行保証金として法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間で決済されるユーザからの預り金を保全する金融資産であるため、公正価値が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

転換社債型新株予約権付社債は、連結財政状態計算書上、社債及び借入金に含めて表示しております。

転換社債型新株予約権付社債の公正価値は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2に分類しております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の公正価値に分類しております。

リース負債については、IFRS第7号「金融商品：開示」において公正価値の開示を要求されていないことから、記載を省略しております。

その他、営業債権及びその他の債権、敷金(その他の金融資産)、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金以外の償却原価で測定する金融商品の公正価値は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(2) 公正価値で測定される金融商品

金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期末時点で発生したもとして認識しております。

なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル1からレベル3の間における振替はありません。

前連結会計年度（2024年6月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ取引	-	713	-	713
その他	-	-	26	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式等	-	-	1,991	1,991
合計	-	713	2,018	2,731

当中間連結会計期間（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ取引	-	391	-	391
その他	-	-	26	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式等	-	-	3,539	3,539
合計	-	391	3,566	3,957

株式等（その他の金融資産）は、活発な市場における公表価格が入手できないため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法又はその他適切な評価技法を用いて算定しており、公正価値はレベル3に分類しております。

デリバティブ取引（その他の金融資産）は、為替予約であり、取引金融機関等から提示された公正価値を用いており、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

各年度におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

金融資産	前中間連結会計期間 （自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）	当中間連結会計期間 （自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）
期首残高	113	2,018
利得及び損失合計		
その他の包括利益（注）	376	1,163
購入	1,026	388
売却	198	3
期末残高	1,318	3,566

（注）その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動に含まれております。

11. 後発事象

重要な後発事象はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月14日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田 直樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。